

生 企 第 9 2 号  
令 和 元 年 7 月 5 日

各 所 属 長 殿

青 森 県 警 察 本 部 長

生活安全部が所管する許可等事務に係る手数料の一部改正について

青森県風俗営業許可申請手数料等の徴収等に関する条例の一部を改正する条例(令和元年7月青森県条例第16号)等が令和元年7月3日に公布され、同年10月1日から施行されることとなり、下記のとおり手数料が改正されることから、事務処理上遺憾のないようにされたい。

## 記

### 1 改正概要

今般、地方公共団体の手数料の標準に関する政令(平成12年政令第16号)(以下「標準令」とする。)が一部改正され、手数料の標準額の見直しが行われた。

それに伴い、青森県風俗営業許可申請手数料等の徴収等に関する条例等に定める手数料の金額を標準令で定める金額に準じたものに改正した。

### 2 改正に係る手数料

(1) 青森県風俗営業許可申請手数料等の徴収等に関する条例(平成12年3月青森県条例第95号)において改定される手数料名称及び金額

ア 特定遊興飲食店営業者地位承継承認申請手数料(相続人)を8,600円から8,700円に改正した。

イ 特定遊興飲食店営業者地位承継承認申請手数料(法人・合併)を11,000円から12,000円に改正した。

ウ 特定遊興飲食店営業者地位承継承認申請手数料(法人・分割)を11,000円から12,000円に改正した。

(2) 青森県警備業認定申請手数料等徴収条例(平成12年3月青森県条例第97号)において改定される手数料名称及び金額

機械警備業業務管理者講習受講手数料を38,000円から39,000円に改正した。

(3) 青森県銃砲刀剣類所持許可申請手数料等徴収条例（平成12年3月青森県条例第98号）において改定される手数料名称及び金額

ア 猟銃及び空気銃講習受講手数料を6,800円から6,900円に改正した。

イ 猟銃技能講習受講手数料を12,300円から12,700円に改正した。

ウ 年少射撃資格認定講習受講手数料を9,700円から9,800円に改正した。

3 施行期日

令和元年10月1日

4 添付資料

(1) 公布・制定文

(2) 新旧対照条文

担当 生活安全企画課  
許可等事務担当室

添付資料省略